

令和3年第2回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602  
令和3年2月12日(金)  
11時00分～12時00分

---

出席委員

教 育 長	計 田 春 樹
教育長職務代理者	今 村 保 恵
委 員	長谷川 武 司
委 員	高 橋 正 明
委 員	田 原 知 江

---

事 務 局

部 長	木 村 敏 男
次長兼教育振興課長	石 原 洋
学校給食課長	沖 克 哉
学校教育課長	山垣内 理 恵
生涯学習課長	岡 本 克 則
スポーツ振興課長	紙 田 敬 久
文化課長	花 本 秀 之
書記 教育振興課総務企画係長	三 信 裕 司
書記 教育振興課主事	樋 尻 実 優

---

議	題
三教委議第2号	公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部改正について（公開）
三教委議第3号	三原市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部改正について（公開）
三教委議第4号	三原市公民館設置及び管理条例施行規則等の一部改正について（公開）
三教委議第5号	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担金に関する規則の制定について（公開）
三教委議第6号	令和3年第1回市議会定例会に提出する教育委員会関係議案に対する意見聴取について（非公開）
三教委報第2号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

---

---

**計田教育長** 令和3年第2回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は、高橋委員と田原委員に願います。

それでは、令和3年第1回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔に願います。

**書記** (令和3年第1回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

**計田教育長** 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

**計田教育長** 議事録の承認については、以上である。

---

**計田教育長** それでは、議事に入る。本日の議案・報告事項のうち「三教委議第6号」は成案になる前の議案のため、また「三教委報第2号」は人事案件で、公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の順については、次第に沿って審議したいと思うが、よろしいか。

(一同承認)

**計田教育長** それでは、そのように取り扱う。それでは、「三教委議第2号」について事務局から説明願いたい。

**石原次長兼教育振興課長** 三教委議第2号「公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部改正について」は、公職選挙法施行令第119条第2項において、個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、設備の程度その他施設の使用に関する定めを設け、あらかじめこれを公表しなければならないとなっている。そして、ここでいう施設については、公職選挙法第161条で公営の施設が定義をされており、学校・公民館・公会堂等がこれに当たっている。これについて、三原市芸術文化センターが公会堂に該当することから、今回照明設備、演壇、聴衆席等、個人演説会等開催に必要な設備の程度等について、整理をし、公開をするものである。

**計田教育長** 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第2号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議第2号」は原案どおり可決された。続いて、「三教委議第3号」について、事務局から説明願いたい。

**岡本生涯学習課長** 9ページ三教委議第3号「三原市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部改正」については、改正点は3点あり、まず第24条の読替規定に関わるもの、次に図書館の広域利用に関する申し合わせ事項の変更に伴う改正、最後に中央図書館の多目的室利用許可書の様式の軽微な変更である。9ページから16ページまで改正内容を記載しているが、説明については17ページの新旧対照表を用いて行う。まず1点目の読替規定に係る説明の改正である。新旧対照表に記載しているが、読替規定については、図書館の管理を指定管理者に負わせる場合に、読替規定を適用する条項である。新

旧対照表では、様式第4号から第9号までを現行として示しているが、これらの様式は、中央図書館3階にある多目的室に関する申請又は許可書の様式である。この様式に記載している、例えば申請書の提出先が三原市教育委員会教育長宛てになっているものを、指定管理者に負わせる場合は、指定管理者に読み替えをする規定である。この度内容を整理したところ、この読替規定に該当する様式第8号及び様式第9号は、読替規定から外すべきものであったので、この度の改正により、8号・9号を除外するものである。次に2点目、図書館の広域利用に関する申し合わせ事項に伴う変更である。10ページに戻り、こちらで現在広域都市圏の構成自治体で、図書館の広域利用をしている。この様式第1号のところに、広域都市圏の構成自治体を示しているが、今年の4月から三次市が新たに追加されることになっている。そのため、この様式第1号のところへ三次市を新たに追加記載している。それと併せて、11ページに記載している様式第2号もわかりやすく、体裁を整えることとしている。最後に、3点目の中央図書館の多目的室の利用許可書の様式の整理であるが、こちらは13ページと15ページに許可書の様式を示している。現行の様式は、許可書の右上余白の部分に、受付日の年月日や受付者を記載する欄などを設けていたが、実際この許可書は、申請者に交付するものであるため、そういった受付に関わる当該欄は不要であるため、この度削除することで整理をしている。なお、それぞれの施行日は、先ほどの広域利用に係る三次市の追加部分については、令和3年4月1日としている。それ以外のものについては、公布の日から施行するとしている。

**計田教育長** 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第3号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議第3号」は原案どおり可決された。続いて、「三教委議第4号」について、事務局から説明願いたい。

**岡本生涯学習課長** 18ページ三教委議第4号「三原市公民館設置及び管理条例施行規則等の一部改正について」は、市内の公民館・コミュニティセンターと久井文化センター・大和文化センターの開館時間に関するものである。18ページから20ページに、それぞれの施設に係る改正内容を記載している。施行日はいずれも令和3年4月1日からとしている。説明については21ページの新旧対照表で行う。まず公民館に係るものについて、現行では公民館の開館時間を午前9時から午後9時としているが、改正案では、中央公民館を除く、神田公民館、大草公民館、和木公民館、榎梨公民館について、開館時間を午前9時から午後5時までに改めることとしている。ただし、利用日の3箇月前から5日前までに利用申請があって、許可を受けた利用がある場合は、その利用の終了時間に応じて、最長で午後9時まで開館するものと改めるものである。これについては、現行規則では、夜間利用申し込みがない場合であっても、施設を開館しておく必要があると解されることから、夜間の利用申し込みがない場合は、午後5時で閉館とするものとし、これにより施設の合理的な運営及び適切な維持管理を可能とするものであ

る。なお、中央公民館においては、貸館の他にロビーを一般開放しているため、貸室の利用の有無に関わらず、従来どおりの午後9時という形で閉館時間としている。また、今回の改正により、利用者の方については、特に利用申請手続や利用許可など、実際に利用されるに当たり従前と変更が生じるものではない。先ほど説明したとおり、施設の合理的運営と適切な維持管理を可能とするというのを目的に改正をするものである。その他コミュニティセンター、久井文化センター、大和文化センターについても、新旧対照表を22ページ以降に記載しており、各施設の開館時間帯には多少違いはあるが、閉館時間を全て午後5時とし、夜間利用がある場合は、利用の終了時間を延長して対応していくこととしている。したがって、先ほど説明した公民館と同様の考えで、この度の改正をしている。

**計田教育長** 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

**長谷川委員** 改正案にあるような中央公民館以外の公民館について、大和地域の公民館の実態として、誰か鍵を管理される方がいて、そこに鍵を借りに行き、使用后鍵を返納するという実態になっているのか。

**岡本生涯学習課長** 中央公民館以外の公民館、それに加え、市内のコミュニティセンターに係る鍵の管理は、地元で運営委員会を起ち上げてもらい、そちらの方に鍵の管理等の委託をしている。運営委員会の方で管理指導員を配置しており、夜間の場合は、この方が鍵を開ける場合もあるし、場合によっては、利用者の方が管理指導員の所に鍵を取りに行き、鍵の施錠についての運用をお願いしているところである。

**計田教育長** その他、質問や意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第4号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議第4号」は原案どおり可決された。続いて、「三教委議第5号」について、事務局から説明願いたい。

**山垣内学校教育課長** 24-1ページ三教委議第5号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担金に関する規則の制定について」は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第7条及び政令第10条の規定に基づく共済掛金に関して、市立幼稚園、小学校又は中学校の園児、児童又は生徒の保護者負担金について必要な事項を定めるものである。第2条以降に負担金について示している。24-3ページに提案理由があるが、独立行政法人日本スポーツセンター災害共済給付制度の保護者負担金に関する手続や処分その他の行為を明確に示し、規則として制定し、事務の適正化を図るため、この案を提出するものである。

**計田教育長** 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

**計田教育長** 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第5号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

**計田教育長** 全員賛成と認める。よって「三教委議第5号」は原案どおり可決された。  
ここから非公開にて審議する。傍聴者の方は退席をお願いします。

(非公開案件審議後)

---

**計田教育長** 以上で第2回定例教育委員会会議を終了する。

12時00分 教育委員会会議終了  
傍聴者1名

---

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証するため、ここに署名する。

署名\_\_\_\_\_

署名\_\_\_\_\_